



静岡県による

食品の検査結果

県では計画的に、県内で製造された食品や
販売されている食品の ^{しゅうきょ} 収去検査
(抜き取り検査) を実施しています。

食品検査結果 (平成 31 年1月末現在)

検査検体数	基準不適品数	違反率
3,502 検体	5検体	0.1%

違反品は、必要な措置を行い、流通することはありません。

検査項目	対象食品	総検体数	基準不適数
成分規格、添加物、微生物、表示等検査	国産一般食品	1,449	1
	輸入一般食品	376	
残留農薬	県内産、輸入農産物	75	
抗菌性物質	輸入食肉等	60	
遺伝子組換え食品	輸入大豆、米加工品等	59	
放射性物質	県内産農畜水産物、野生きのこ及び県内流通食品	160	4
カビ毒	輸入ナッツ類、香辛料	5	
貝毒	浜名湖産貝類	10	
水銀	県内水揚げ魚介類	12	
アレルギー	一般食品	111	
腸管出血性大腸菌等	加熱せず食べる食品	990	
抗菌性物質等	県内と畜食肉	195	
合計		3,502	5

検査で発見された違反品等及び措置

番号	検査項目	食品の名称	内容	行政措置
1	成分規格	清涼飲料水	大腸菌群検出	回収命令
2	放射性物質	野生きのこ	基準を超える放射性セシウム検出	関係市町及び関係事業者に対し、「野生きのこ」の採取・摂取・出荷を差し控えるよう要請
3				
4				
5				

県による食品検査について

- 県内に流通する食品について、微生物や食品添加物などの検査を継続し、法違反の食品の流通を防止します
- 食品の安全性をさらに高めるため、保健所による監視指導と連動した食品検査を実施します。
- 食品衛生検査施設の業務管理を適正に行い、検査結果の信頼性を確保します。



販売店等から抜き取る(収去)



検査をする



結果を判定する